

ふじのくに学校教育情報化推進計画

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

令和4年7月

静岡県教育委員会

目 次

1	計画の策定にあたって	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置付け	1
	(3) 計画の期間	1
	(4) 計画の対象	2
2	本県の学校教育の情報化の現状と課題	3
	(1) 児童生徒の資質・能力	3
	(2) 教職員の指導力	3
	(3) ICT の環境整備	4
	(4) 学校における働き方改革と組織・体制	5
3	基本方針	6
	(1) 基本理念	6
	(2) 基本方針	6
	(3) 施策を進める上での共通の視点	7
	(4) 学校教育の情報化の進捗状況（指標設定）	8
4	基本方針に基づく取組	10
	(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成	11
	(2) 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保	15
	(3) ICT を活用するための環境の整備	18
	(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善	21
5	計画の推進	24

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

Society5.0¹の到来や、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社会の変化が加速しています。このような社会状況の中で、子どもたちは、身近な事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められています。

こうした次代の社会を担う児童生徒の育成に向けて、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境を整備するため、国や地方公共団体等による学校教育の情報化の推進に関する事項を定めた「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号。以下、「法」という。）」が令和元年（2019年）6月に公布・施行されました。

本計画は、法第9条に基づき、本県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するため、策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、本県の学校教育の情報化の推進に関して、今後の県の施策の方向性を示すものです。同時に、法第9条第2項において努力義務とされている市町村の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものです。

また、静岡県の新ビジョンの分野別計画である静岡県教育振興基本計画の下位計画として、その基本理念である「『有徳の人』の育成」の実現に向けて、学校教育の情報化の推進にかかる具体的施策を示すものです。

さらに、本計画の推進にあたっては、県内のDX²の推進に向けて本県が策定した「ふじのくにDX推進計画」と整合的に施策を展開します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、静岡県教育振興基本計画の期間と合わせ、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。

¹サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会（超スマート社会）の実現に向けた一連の取組

²D（デジタル）とX（トランスフォーメーション：変革）を組み合わせた言葉。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(4) 計画の対象

本計画では、県が県立学校（高等学校、中高一貫校の中等部、特別支援学校及び夜間中学）の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、地域の状況に応じて、市町立学校等を含めた施策や関係機関等との連携体制に関しても盛り込んでいます。

2 本県の学校教育の情報化の現状と課題

(1) 児童生徒の資質・能力

- ・ Society5.0 の到来により、さらに技術革新が進んでいく新たな時代において、子どもたちが情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領においても、学習の基盤となる資質・能力として位置付けられている情報活用能力³の育成が不可欠です。
- ・ 学校現場における 1 人 1 台端末を有効に活用するための環境整備や、コロナ禍でのオンライン学習の取組の進展により、日常的に授業で ICT⁴を活用した学校の割合も 94.1%⁵となりましたが、児童生徒が ICT 端末を新たな学びのツールとして自由な発想で日常的に適切に活用できるまでには至っていません。
- ・ また、不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなどにより特別な支援が必要な児童生徒であっても、誰もが自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出されるような教育の在り方が求められており、ICT の特性・強みを最大限に活用していくことが重要です。
- ・ 併せて、ICT の活用が日常的になるにしたがって、SNS の利用等に伴うトラブルに巻き込まれたり、著作権等の他人の権利を侵したり、長時間の利用における視力低下などの心身の健康面への影響といった、負の側面にも配慮が必要です。情報を正しく安全に利用するための情報モラルや情報リテラシーの習得が求められます。

(2) 教職員の指導力

- ・ GIGA スクール構想により ICT 端末等の環境が急速に整備され、今後はより積極的な利活用が重要なフェーズとなる学校現場においては教職員個々の ICT 活用能力に応じた活用が進んでいます。
- ・ ICT 活用に関する教職員研修の実施などにより、ICT 活用指導力の向上を図っていますが、授業中に ICT を活用して習熟度別学習や協働学習などの専門的な活用ができる教員の割合は 65.7%⁶、情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合は 81.1%⁷と、全国平均よりも低い状況であり、学校や個々の教職

³世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力(平成 28 年 12 月中教審答申)

⁴Information and Communication Technology (情報通信技術)

⁵静岡県「令和 2 年度学校対象調査」

⁶文部科学省「令和 2 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

⁷文部科学省「令和 2 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

- 員の間で、ICT活用の意義に対する理解や取組状況にばらつきが生じています。
- ・ 今後は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながるよう、他の学校・地域や海外との交流など、従来のアナログな手法では実現できなかった学習活動や家庭をはじめとする学校外での学びの充実など、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせて積極的に活用する必要があります。
 - ・ また、各学校のICT環境整備が急速に進んだことから、端末やネットワークの設定・管理など、情報担当教員など特定の教職員への業務負担の偏りが見受けられます。
 - ・ 県立学校からの問い合わせに対しては、ICT支援員⁸やGIGAスクールサポーターなど外部人材の派遣により、学校現場を支援してきましたが、今後は、ICTを活用した教育活動を更に円滑に展開できるよう、従来の「人」中心から、「組織」中心の広域的な支援へと発展させた、安定的・継続的な支援体制が求められます。

(3) ICTの環境整備

- ・ GIGAスクール構想等により、県内小中学校における1人1台端末の整備は令和3年度(2021年度)までに完了し、高速大容量通信ネットワークを普通教室で活用するための無線LAN整備率も92.3%⁹となるなど、学校のICT環境が急速に進展しました。
- ・ 県立高等学校においても、令和4年度(2022年度)から新学習指導要領が学年進行で実施され、教科「情報I」の必修修化や情報活用能力育成の重要性を踏まえ、新入学生は個人所有端末による1人1台端末環境を確保(BYOD¹⁰)することとしています。
- ・ 今後、全ての児童生徒が、学校におけるICTの活用を「当たり前」「日常的」なものとして活用できるよう、各家庭の状況や児童生徒個人の多様な教育ニーズへの配慮も踏まえて、適切なICT環境を整備していくことが求められています。
- ・ また、多くの児童生徒が一斉にICT端末を利用するという、新たなネットワーク需要等に対して対応していくことも必要です。
- ・ 併せて、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保に向けては、「静岡県教育情報セキュリティポリシー」に基づき、安全の徹底確保を図っています。ICT端末によるクラウドサービスの利活用が前提となる中、新たなセキュリティ対策が求められています。

⁸地方公共団体が配置する外部人材で、学校において授業計画の作成支援やICT機器の操作支援等の教員の日常的なICT活用の支援を行う。

⁹文部科学省「令和2年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

¹⁰Bring Your Own Deviceの略。児童生徒が自身や家庭で保有する端末を学校に持参・利用すること。

(4) 学校における働き方改革と組織・体制

- ・本県の教員の勤務時間として、令和2年度（2020年度）に時間外在校等時間が月当たり45時間を超えた教員は、小学校で34.2%、中学校で47.4%、高等学校で24.9%、特別支援学校で5.9%¹¹となっています。人的資源の充実や勤務時間管理意識の定着など、教職員、学校、教育委員会が各役割に応じて、地道かつ重層的な取組を積み重ねた結果、全体として縮減傾向にあります。
- ・しかし、学校教育を取り巻く環境が変化する中、誰一人取り残さない教育と学校教育の持続可能性の確保に向けて、教職員の働き方改革をさらに推進していくため、ICTを有効に活用した校務の効率化により教職員の多忙化解消を図ることが求められています。
- ・また、GIGAスクール構想によるICT端末の調達や新型コロナウイルス感染症における端末の持ち帰りなど、全ての教育委員会が同様の課題に直面する中、ICTに関する知見の共有と対応の連携を図るため、県と全市町教育委員会で構成する「ICT教育推進協議会」を通じて、情報共有を図ってきました。
- ・今後、ICT利活用による授業改善や校務効率化を本格化させる段階に移行していく中で、関係機関等による更なる広域的な連携が求められています。

¹¹静岡県「令和2年度学校対象調査」、高校教育課・特別支援教育課調査

3 基本方針

(1) 基本理念

本県は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”づくり」の礎となる「有徳の人」の育成を、教育の基本理念としています。「有徳の人」は、自らの個性に応じて「才」を磨くとともに、自他を大切にしながら「徳」を積み、それらを生かして社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人を現しています。

一方、令和3年(2021年)1月の中央教育審議会答申¹²においては、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」としています。その姿は「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と位置付けられています。この姿は本県が目指す「才徳兼備」の「有徳の人」の育成とも符合するものです。

その実現のためには、ICTは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、単なる技術の導入にとどまらず、AIやロボティクス、ビッグデータ解析といった先端技術の活用を前提とした教育に変革していく必要があります。

こうした変革を進めながら、変化の激しい時代において、問題の発見・解決に向けて、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、場所、時間、言語等の制約から解放され、他者と協働して新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人材の育成を目指します。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、学校教育の情報化を取り巻く現状と課題に対応するため、次の4つの基本方針を定めることとします。

ア ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて学びや指導のスタイルの変革を図り、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に努めます。
- ・多様な教育ニーズを抱える全ての児童生徒に対し、家庭の状況、地域、障害の有無等に関わらず、感染症や災害等の非常時も含めたいかなる時においても、ICTの特性を最大限活用して誰一人取り残すことなくきめ細かく支援し、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供を図ります。
- ・児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことで、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図るとともに、デジタル技術の利用を通じ、社会に積極的に関与し、参加する能力の習得を目指します。

¹²中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日)

イ 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

- ・学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実や授業改善に対応できる ICT 活用指導力の向上を図ります。
- ・学校現場や教職員の日常的な ICT 活用を支援するとともに、非常時においても ICT を活用した学びが継続できるよう普段からの備えを強化するため、ICT の専門家等による助言や支援が受けられる体制を確保します。

ウ ICT を活用するための環境の整備

- ・全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」「日常的」なものとして ICT の恵みを楽しむことができるよう、学校の情報教育環境を整備します。
- ・児童生徒の ICT 端末の利用が、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを利用することを前提として、教育情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティを確保します。

エ ICT 推進体制の整備と校務の改善

- ・ICT を活用した校務効率化や行政手続のデジタル化を進めることで、教職員の長時間勤務を是正し、教職員が児童生徒と向き合う時間等を確保することによる教育の質の向上を図ります。
- ・全県を通じた教育の ICT 化を推進し、児童生徒の成長段階において切れ目ない教育を確保していくため、国や市町をはじめとする多様な関係機関等との広域的な連携体制を確保していきます。

(3) 施策を進める上での共通の視点

基本方針に基づき学校教育の情報化を推進する上では、次の2つの視点を共通して踏まえるべき視点、求められる姿勢として位置付けて、施策を展開していきます。

ア 個人情報保護

- ・学校では児童生徒等に関する様々な個人情報を取り扱うことから、教職員等による適正な情報の取扱いの徹底、サイバー攻撃等のリスクへの組織的防御体制の確保など、個人情報保護を最優先とした学校教育の情報化を推進していきます。

イ 利用者目線

- ・児童生徒をはじめ、教職員、保護者、地域住民など学校教育には多様な立場の人が関わることから、ICT に関する知識や技術に関する理解・習熟の度合いも様々です。
- ・利用者目線に立ち、学校教育に関わる全ての人にとってやさしく分かりやすい説明や取組のもとに、学校教育の情報化を推進していきます。

(4) 学校教育の情報化の進捗状況（指標設定）

本計画に基づく学校教育の情報化の推進の進捗状況は、次の指標により把握します。

ア 成果指標

指標名	現状値	目標値
授業の内容がよく分かると答える児童生徒の割合	小 90.0% 中 85.4% 高 79.9% 特 92.3% (2020年度)	小 93% 中 92% 高 90% 特 100% (2025年度)
学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うと答える児童生徒の割合	小 95.3% 中 93.6% 高 — 特 — (2021年度)	小 100% 中 100% 高 100% 特 100% (2025年度)
授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	65.7% (2020年度)	100% (2025年度)
「児童生徒と向き合う時間」や「指導準備時間」が増えていると感じている教員の割合	小 54.0% 中 59.7% 高 55.8% 特 59.8% (2020年度)	小 100% 中 100% 高 100% 特 100% (2025年度)

イ 活動指標

■ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

指標名	現状値	目標値
日常的に授業でICTを活用した学校の割合 (全校種計)	94.1% (2020年度)	100% (2025年度)
情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合	小 100% 中 100% 高 97.1% 特 97.3% (2020年度)	小 100% 中 100% 高 100% 特 100% (2025年度)
小中学校ネット安全・安心講座実施件数	平均 223件 (2016~2020年度)	220件 (毎年度)
ケータイ・スマホルールアドバイザーによる啓発人数	9,679人 (2020年度)	18,000人 (2025年度)

■教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

指標名	現状値	目標値
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合	65.7% (2020 年度)	100% (2025 年度)
ICT 活用に係る研修を受講した教員の割合	48.8% (2020 年度)	90% (2025 年度)
研修管理システムに蓄積・共有化した授業動画数	30 本 (2020 年度)	総本数 60 本以上 (2025 年度)

■ ICT を活用するための環境の整備

指標名	現状値	目標値
教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 (全校種計)	1.6 人 (2020 年度)	1 人 (2025 年度)
県立学校の普通教室の無線 LAN アクセスポイント の整備率	高 90.9% 特 96.9% (2020 年度)	高 100% 特 100% (2025 年度)

■ ICT 推進体制の整備と校務の改善

指標名	現状値	目標値
割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間 (時間外在校等時間) が月当たり 45 時間を超える 教職員の割合	小 46.0% 中 63.4% 高 27.5% 特 6.6% (2019 年度)	小 0% 中 0% 高 0% 特 0% (2025 年度)
校務の分類・整理及び見直しにおいて、ICT を有 効活用した授業改善や校務の効率化に取り組ん だ学校の割合	小 87.1% 中 87.1% 高 89.2% 特 75.7% (2020 年度)	小 100% 中 100% 高 100% 特 100% (2025 年度)

4 基本方針に基づく取組

基本方針に基づく取組を進めるにあたり、それら全体を横断・俯瞰する取組として、デジタル技術を活用して学校教育を変革し最適化を図る「スクールDX」を推進します。また、その基盤となる統合的なツールとして「静岡型LMS¹³」の構築を進めます。

本県が目指す「スクールDX」は、従来のアナログな学習・校務へのデジタル技術の導入にとどまらず、デジタル技術やデータの活用に適した仕組みへの組み換え、学びや学校運営の高度化や校務の効率化、ひいては、全県での知見の共有と新たな教育価値の創出を図るものです。それはすなわち、ICTの活用を前提にした、新しい時代にふさわしい教育への変革そのものです。

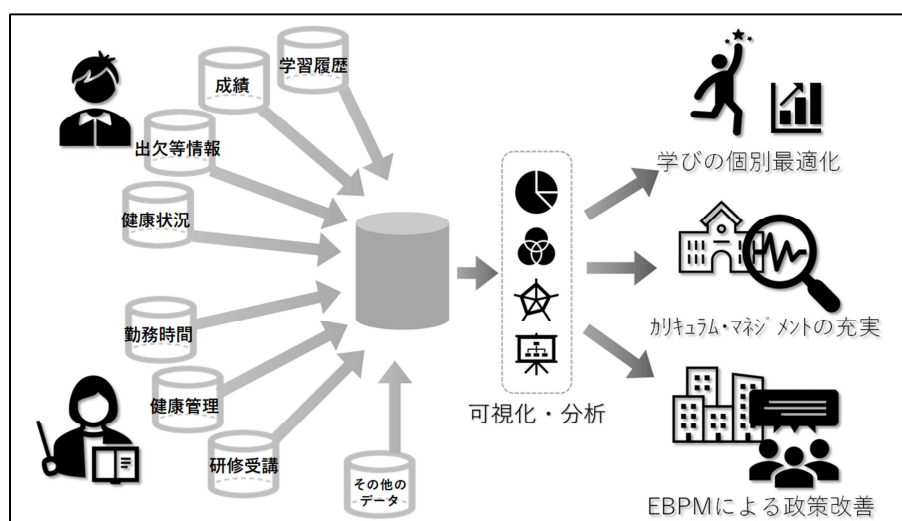
こうした変革の推進に必要な基盤である、「静岡型LMS」として、一般的なLMSが有する学習履歴の管理機能にとどまらず、成績処理、学校・家庭間の連絡・情報共有、児童生徒の健康状況把握、教職員の勤務時間・健康管理、教職員研修・人材育成など、多様なツール・システムとの間でのデータ連携が可能な柔軟なデジタルプラットフォームの構築を、個人情報保護等に十分留意しつつ検討していきます。

「スクールDX」の実現に向けた本計画期間内の取組として、県が保有する各種教育データの連携・可視化・分析・活用を進め、将来的には、国の教育データ標準化とも連動し、小中高の各教育課程を通じた蓄積データの活用等が可能となるよう、段階的に最適化を進めていきます。

併せて、先に掲げた4つの基本方針に基づき、学校現場がこれまでの教育方法にICTを最適に組み合わせ実践できるよう、県の関係部局や市町教育委員会等の多様な関係機関との連携のもとに、新たな教育のあり方を追究していきます。

これらの取組を相互に連携・発展させながら、児童生徒においては学習進度や理解度に応じ自己調整しながらの個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実すること、学校・教職員においては、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出しつつ、主体的な学びを支援する伴走者としてきめ細かな指導・支援やカリキュラム・マネジメントを充実すること、県においてはEBPM¹⁴による政策改善などに活用していくことを目指します。

■ 「静岡型LMS」 のイメージ



¹³LMSはLearning Management System（学習管理システム）の略

¹⁴Evidence-based Policy Makingの略。政策目的を明確化した上で、合理的な根拠に基づき政策を立案すること。

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

ア 学び・指導のスタイルの変革による児童生徒の情報活用能力の育成

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて学びや指導のスタイルの変革を図り、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に努めます。

■これまでの取組

- ・学校現場における1人1台端末環境を教科学習やクラス管理運営に有効に活用できるよう、クラウドサービスのアカウントやオンライン教室用のカメラ・マイク等の機材を整備しました。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業等の際には、オンデマンド視聴できる学習動画を作成し生徒に配信するなど、各学校や教職員が工夫してICT環境を活用して学びの継続と質の向上に取り組んでおり、県教育委員会は全県における知見の共有を図っています。
- ・県立高等学校において、経済産業省のEdTech導入補助金¹⁵の仕組みを活用し、数学や情報の教科におけるAI¹⁶教材の導入実証を実施し、個々の習熟度に応じた学習効果を検証しました。
- ・民間事業者と連携し、児童生徒の学習履歴等を管理するLMSのモデル校実証を行いました。各教科における課題提出や小テスト、健康観察や保護者あて通知等をデジタル化し、授業改善や校務効率化に向けたICT活用の実践例を積み重ねています。

■取組の展開

- ・学校現場で利用される学習等に関する様々な電子システムやデジタルツール間の連携を図る統合的な仕組みとなる「静岡型LMS」を構築することで、児童生徒の学習履歴や理解度等を可視化して成績処理と連動させるなど、児童生徒の学びを最適化し、新たな価値の創出につながる変革を目指します。
- ・仕組みづくりと併せ、個人情報保護等に十分留意しつつ、どのような主体がどのような目的や範囲でスタディ・ログを収集、活用するのかを生徒や保護者に説明する方法や、収集に対する同意の在り方といった、個人データの取扱いについても検討を進めます。
- ・高等学校情報科の「情報I」の必修化やBYODによる端末確保の方向性等を踏まえ、各校のパソコン教室のあり方といったハード面の課題や、情報担当教員の確保・適正配置や指導方法といったソフト面の課題の解決に取り組めます。
- ・令和6年度(2024年度)に本格的な導入が予定される学習者用デジタル教科書について、国の実証事業への参加等を通じて、紙とデジタルの併用のあり方や、創意工

¹⁵学校等教育現場における先端的教育用ソフトウェア(EdTechツール)の導入を促進し、学校等設置者等と教育産業の協力による教育イノベーションの普及を後押しするため、国が経費の一部を補助する事業。

¹⁶Artificial Intelligence の略。学習や推論、判断等の機能を備えたシステム。人工知能

夫を活かした学習の充実、アクセシビリティの向上に向け、これまでの実践と ICT とを最適に組み合わせたより良い活用方法を検討します。

- ・全国学力・学習状況調査や問題演習等のデジタル化した教育データを蓄積・活用する基盤システムとして、文部科学省が令和6年度（2024年度）からの本格稼働を目指し整備を進める「学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT）」と、静岡型 LMS で取得・蓄積したデータとの連携も視野に入れて、教育ビッグデータを活用した個別最適な学びへの還元を目指します。

■主な取組¹⁷

- ・日常的な ICT 活用による児童生徒の情報活用能力の育成【I1(2)ア】
- ・県立高等学校における学習を可視化・連携させて成果につなげる統合的システム（LMS）の導入【I1(2)ア】
- ・技術を用いて教育を支援する仕組みやサービスである「EdTech」を活用した新しい学びのスタイルの実証の推進【I1(2)ア】

イ 特別な支援を要する児童生徒の学びへの ICT 活用

多様な教育ニーズを抱える全ての児童生徒に対し、家庭の状況、地域、障害の有無等に関わらず、感染症や災害等の非常時も含めたいかなる時においても、ICT の特性を最大限活用して誰一人取り残すことなくきめ細かく支援し、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供を図ります。

■これまでの取組

- ・特別支援学校においては、障害のある児童生徒が自らタブレット端末などの ICT 機器を操作して活用方法を習得し、多様な学びに触れられるよう、音声認識による文字変換、文字の音声読み上げや点字ディスプレイ表示、視線入力によるマウス機能の代替えなど、児童生徒の障害に応じて ICT 機器の活用を支援するための入出力支援装置を整備しました。

■取組の展開

- ・特別支援教育において、教科学習の効果の向上や情報活用能力の育成といった教科指導の視点と、障害による学習上・生活上の困難さの改善・克服といった自立活動の視点の両面で ICT を活用していくため、総合教育センター等によるこれまでの特別支援教育の研究・実践の蓄積と ICT とを組み合わせ、障害種等に応じた子どもの学びの充実に取り組みます。
- ・各県立学校に整備したオンライン機器セットなどを活用し、学校での対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッド指導を、感染症や災害等の非常時の対応

¹⁷ 「■主な取組」は、静岡県教育振興基本計画「6 施策の方針と主な取組」からの抜粋。【 】内は同計画における記載項目に対応（ローマ数字は章）。以下、本章の「■主な取組」において同じ。

にとどまらず、長期間にわたり学校における学びが困難な不登校や病気療養の児童生徒に対する学びの確保にも活用します。

- ・ いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握、早期対応の観点から、学習履歴にとどまらず、健康状況など児童生徒の生活上の変化等の早期発見につながるデータの活用効果についても、個人情報保護等に十分留意しつつ検討していきます。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、ICTを活用することにより、一層の教育の充実に向けて取り組みます。

■主な取組

- ・ 特別支援教育、登校困難者等への ICT を活用した学びの推進【I1(2)ア】

ウ 児童生徒の情報モラルや情報セキュリティ意識の向上

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことで、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図るとともに、デジタル技術の利用を通じ、社会に積極的に関与し、参加する能力の習得を目指します。

■これまでの取組

- ・ 市町教育委員会とも連携し、小中学校においては道徳科や技術・家庭科、特別活動の授業等を通じて、高等学校においては情報科をはじめとする各教科等の指導を通じて、特別支援学校においては出前講座等を通じて、児童生徒の情報モラルの育成を図っています。
- ・ また、インターネット上の誹謗中傷の防止をテーマとした指導例を盛り込んだ人権教育教材を作成し、教員向け研修会の開催等を通じて、学校での指導方法の共有を図っています。
- ・ インターネット等の安全・安心な利用のため、児童生徒が自らネット依存度をセルフチェックできる「ネット依存度判定システム」の利用促進や自然体験回復プログラム「つながりキャンプ」の開催、小中学校ネット安全・安心講座の開催、「ケータイ・スマホルールアドバイザー」の養成等を進めています。

■取組の展開

- ・ 情報モラルや情報セキュリティ意識を各教科指導等を通じて育成するとともに、ICT利用における著作権に関する知識や、長時間・高頻度の ICT 利用における視力低下など心身の健康面への影響などについても理解を促進します。
- ・ 危険回避など情報を正しく安全に利用できるだけでなく、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力の習得を図ります。
- ・ 高等学校においては、今後本格化する授業等での BYOD 端末の活用を見据え、各学校における端末活用時の情報モラルにかかるルール作りについても、研修等を通じ

て支援します。

- ・ SNS などの新たな分野については、民間事業者等との連携のもと研修や講座等を開催し、指導における教員の不安解消と指導力の向上に取り組むとともに、児童生徒との SNS の私的利用の禁止の徹底など、教職員自身の情報モラル向上にも取り組みます。
- ・ 児童生徒の情報モラルを含めた学校教育の情報化に関する情報を、県教育委員会の発行する「E ジャーナル」、ホームページや SNS 等の多様な広報媒体を通じて発信するとともに、Web ワークショップの開催やオンデマンド配信なども通じて、学校や教職員にとどまらず、家庭や地域も含め関係者全体で積極的に共有していきます。

■主な取組

- ・ インターネット上の有害情報や誹謗中傷等を排除するためのネット・パトロールの実施【I1(2)ウ】
- ・ 生徒指導主事研修会におけるインターネットを介した生徒指導事案に関する情報共有【I1(2)ウ】
- ・ 情報教育や情報モラルに関する研修等の実施【I1(2)ウ】
- ・ インターネットの利用を自分でコントロールする力の育成に向けた Web システムを活用したセルフチェックの促進及び自然体験回復プログラムの開催【I1(2)ウ】
- ・ インターネット等を安全に使うための「小中学校ネット安全・安心講座」の開催【I1(2)ウ】
- ・ 携帯電話やスマートフォン等の使い方に関する家庭でのルール作りの普及啓発及び「ケータイ・スマホルールアドバイザー」を活用した理解促進【I1(2)ウ】
- ・ 「ケータイ・スマホルールアドバイザー」の養成及びフォローアップ研修等による資質向上【I1(2)ウ】

(2) 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

ア 教員の ICT 活用指導力の向上

学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実や授業改善に対応できる ICT 活用指導力の向上を図ります。

■これまでの取組

- ・ ICT 機器等の環境整備が急速に進む中、学校現場においては、教職員個々の ICT 活用能力に応じた活用が進んでいます。
- ・ 県立学校を対象とした「ICT 活用授業力向上研修」、小・中学校を対象とした「GIGA スクールサポート研修」など、県立学校・市町小・中学校教職員の ICT 活用指導力の向上に向けて、教育の情報化の推進や各教科指導における ICT 活用に関する教職員研修を実施しています。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業等を契機として ICT 活用支援ポータルサイトを開設し、各学校から収集した電子教材を、学校の種別や設置者の垣根を越えて共有しています。
- ・ また、ICT 活用に長けた教員による実際の授業動画を、教員が e ラーニングシステムを通じて視聴し研修に取り組める仕組みを構築し、県立学校や市町小・中学校教職員のオンライン研修環境を支えています。

■取組の展開

- ・ e ラーニング研修と集合研修とのベストミックスや、総合教育センターを中心とした ICT 活用能力の育成に資する教職員研修の充実と併せ、民間のクラウドサービス提供事業者や大学等とも連携し、教員育成指標に基づくキャリアステージに応じた ICT 活用指導力を育成できるよう、研修の高度化を図っていきます。
- ・ ICT 活用支援ポータルサイトについては、教職員が互いに意見交換できるプラットフォームを作成し、電子教材・講義動画の改善や共有をより一層促進することで、県全体として教員の ICT 活用指導力の向上を推進していきます。
- ・ 総合教育センターが作成した『主体的・対話的で深い学び』実現のためのサポートブックを活用して、ICT を活用した学習・指導方法の研究成果に基づいた実践を進めるとともに、新たに ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関しても研究を進めます。
- ・ 教員養成段階における ICT 活用指導力の育成に向けては、静岡県教員育成協議会の養成部会を通じて、教職課程コアカリキュラムに基づく ICT 関係科目の充実や共通理解の醸成に向けて教員養成大学との連携を図っていきます。

■主な取組

- ・ 教員の各教科等の授業における ICT 活用の推進【I1(2)ア】

- ・ ICT 活用指導力の向上を図るための教職員研修の実施【I1(2)ア】
- ・ 教職員のキャリアステージに応じた研修の充実【I3(2)ア】
- ・ 教職員の専門性や指導力を向上させる研修の充実【I3(2)ア】
- ・ 教員の ICT 活用に有用な情報を掲載した教員支援ポータルサイトでの講義動画・教材等の蓄積及び県立・市立・私立高等学校での共有【I1(2)ア】
- ・ インターネット等を活用した教育・学習システムの研究【I1(2)ア】
- ・ 小・中学生の学びを支援するインターネットラーニング「あすなる学習室」の活用促進【I1(2)ア】
- ・ 教員養成課程での ICT 活用指導力育成に関する大学との協議【I1(2)ア】
- ・ オンライン・eラーニング研修の充実【I3(2)ア】

イ ICT 運用サポートによる学校現場・市町支援

学校現場や教職員の日常的な ICT 活用を支援するとともに、非常時においても ICT を活用した学びが継続できるよう普段からの備えを強化するため、ICT の専門家等による助言や支援が受けられる体制を確保します。

■これまでの取組

- ・ GIGA スクール構想により端末やネットワークなどの ICT 環境整備が急速に進む中、それに伴う ICT 機器設定、端末管理、トラブル対応等にかかる各学校の業務量の増加や、特定の情報担当教職員への業務集中などの課題に対し、ICT の専門人材等を派遣することにより現場支援を行ってきました。
- ・ 1 人 1 台端末を導入した県立学校中等部等に対しては、GIGA スクールサポーターを派遣し、端末等の初期設定作業やネットワーク接続作業の支援を行いました。
- ・ また、県立高等学校などに対しては、ICT 支援員を派遣し、ICT 機器使用上のトラブル対応に加え、授業における ICT 活用など教員の ICT 活用指導力の向上に向けた支援を行いました。

■取組の展開

- ・ 県立学校における ICT を活用した教育活動の更なる円滑運用に向けて、従来の ICT 支援員等の派遣など「人」中心の支援を、「組織」中心による広域的な支援体制へと発展させた安定的・継続的な支援基盤を構築するため、ICT 機器等の保守運用や授業・校務における ICT の利活用を支援する拠点となる GIGA スクール運営支援センター¹⁸を設置します。
- ・ 保守運用支援としては、学校現場における ICT 機器、ソフトウェア、ネットワークの設定やトラブル対応などの相談窓口を一本化した技術支援を行います。

¹⁸学校における児童生徒 1 人 1 台端末と高速通信ネットワークの一体的整備を進める「GIGA スクール構想」の実現に向け、地方公共団体が設置し、ヘルプデスクの開設や通信環境の確認、応急対応等について技術的な側面から支援を行う。

- ・授業・校務の ICT 利活用支援としては、ICT 支援員が事前に各学校のニーズをきめ細かく把握した上で、授業計画や教材作成支援、校務支援システムの有効活用支援、教職員の ICT 活用能力向上に向けた校内研修実施など、より教育現場における実効性の高い支援を行っていきます。
- ・また、学校現場の ICT 利活用支援や専門人材の確保・育成等に向けて、市町立・私立など異なる学校設置者等との連携も含め、全県的な支援体制のあり方を検討します。

■主な取組

- ・ICT を活用した学校教育活動を支援する「ICT 支援員」の配置及び「GIGA スクール運営支援センター」の設置【I1(2)イ】

(3) ICT を活用するための環境の整備

ア 1人1台端末環境や安定した通信環境等の確保

全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」「日常的」なものとし、ICT の恵みを享受できる学校の教育環境を整備します。

■これまでの取組

- ・ GIGA スクール構想等により 1 人 1 台端末の整備や高速大容量通信ネットワークの導入など、学校の ICT 環境整備が急速に進展しました。
- ・ 県立学校中等部、特別支援学校の小中等部の義務教育課程の児童生徒に対しては、1 人 1 台端末を整備しました。また、県立高等学校、特別支援学校の高等部の生徒に対しては、各学校においてクラス単位で活用が可能となるよう、タブレット端末やプロジェクターを配備してきました。
- ・ 県立高等学校においては、令和 3 年度（2021 年度）以降、個人所有端末の活用（BYOD）を基本として、1 人 1 台端末の確保を推進しています。また、経済的状況等により ICT 端末や家庭での通信環境の確保が難しい家庭に対しては、貸与用の端末やモバイルルーター（オンライン学習にかかる通信費相当は高校生等奨学給付金、特別支援学校就学奨励費により支援）等を確保することにより、学びのセーフティーネットを維持しています。
- ・ 県立学校の通信環境については、全普通教室において Wi-Fi によるインターネット接続が可能となるよう、無線 LAN アクセスポイントを整備しました。また、特別教室においても、移動式の無線 LAN アクセスポイントを各学校で有効に活用することにより通信環境を確保しています。
- ・ 授業等における ICT 機器利用によるインターネット接続の日常化に対応するため、学習系回線を従来のデータセンター経由でインターネット接続する方式を変更し、各学校が直接アクセスするローカルブレイクアウト方式（LBO）による高速大容量通信ネットワークを整備しました。

■取組の展開

- ・ 県立学校中等部、特別支援学校の小中等部については、引き続き、1 人 1 台端末の確保を継続します。
- ・ 高等学校における 1 人 1 台端末環境は、教科「情報 I」にとどまらず、学習指導要領で目指す情報活用能力などの基盤的な能力を育成するため、令和 6 年度（2024 年度）までに学年進行により、個人所有端末の活用（BYOD）を基本に 1 人 1 台端末を整備するとともに、必要な貸与用端末等を確保します。
- ・ 特別支援学校においては、障害種や児童生徒の個性に応じたきめ細かな支援や個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等に向けて必要な ICT 端末を確保し、ICT の持つ特性を最大限に活用します。
- ・ 学校での対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッド指導の実施など、

多様な指導方法を実現するため、教員にも1人1台の指導用端末を確保します。

- ・令和5年度(2023年度)開校予定の夜間中学においては、生徒1人1台端末や遠隔教育に対応可能なICT環境を確保することで、義務教育を修了していない若年者から高齢者といった幅広い年齢層や日本語能力が十分でない外国人など、生徒の多様な背景を踏まえた個別最適な学びの実現と、教員や生徒の円滑な交流を支援します。
- ・県立学校の通信環境については、1人1台端末の利用を前提に、多くの生徒が一斉に接続しても円滑な回線速度を保ち、安定的に授業等に活用できるネットワーク環境を整備します。
- ・また、将来の統廃合や校舎の大規模改修が予定されている学校については、今後の校舎整備等の進捗と合わせて通信環境を整備するとともに、移動式の無線LANアクセスポイントを学校間で融通するなどして、通信環境の学校差が生じないように、ネットワーク環境の整備をします。
- ・5G¹⁹など移動通信技術の進展なども踏まえつつ、クラウドサービスの利活用における学習系・校務系ネットワーク分離を必要としない認証によるアクセス制御を前提としたネットワーク構成など、教育情報ネットワークの将来的なあり方を検討していきます。
- ・経済的状况等によりICT端末や家庭での通信環境の確保が難しい家庭に対しては、貸与用の端末やモバイルルーター等を確保することにより、学びのセーフティネットを維持していきます。

■主な取組

- ・県立学校におけるタブレット端末等のICT機器の整備【I1(2)イ】
- ・県立高等学校の「BYOD」(個人所有端末の活用)推進に係る環境整備と実践力の向上【I1(2)イ】
- ・県立学校における通信環境の整備【I1(2)イ】
- ・県立学校の普通教室における無線LANアクセスポイントの整備【I1(2)イ】
- ・県立学校におけるICT環境が未整備の家庭に対するICT活用の支援【I1(2)イ】

イ 情報セキュリティ対策の徹底

児童生徒のICT端末の利用が、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを利用することを前提として、教育情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティを確保します。

■これまでの取組

- ・学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保に向けて定めた「静岡県教育情報セキュリティポリシー」に基づき、県教育委員会事務局に情報セキュリティに関する統一的な窓口を設置するとともに、学校や教職員を

¹⁹超高速、超低遅延、多数同時接続といった特長を持つ、第5世代移動通信システム

対象としたセキュリティ監査を実施しています。

- ・セキュリティ監査においては、全教職員を対象とした情報セキュリティ自己点検、管理職を通じた教職員への指導や組織内での改善要請等のフォローアップ、県教育委員会職員による学校への現地調査、監査時の指摘事項に対する改善計画をフォローする監査報告会や教育情報セキュリティ推進本部会の開催等により、情報セキュリティの徹底を図っています。

■取組の展開

- ・教育情報セキュリティポリシーに基づき、学校におけるセキュリティ対策を徹底するとともに、クラウドサービスの日常的活用を前提とした新たなセキュリティ対策を構築します。
- ・静岡県教育情報セキュリティ監査のプロセスを通じて、「静岡県教育情報セキュリティポリシー」の内容に対する理解促進、それに基づく適正なセキュリティ対策の実践により、安全な ICT 活用を推進します。
- ・新たな教育情報ネットワークの構築においては、まずはクラウドの活用を前提に検討を始める「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に則り、より安全・柔軟・効率的な ICT 環境の整備を進めます。
- ・また、セキュリティ対策においても、1人1台端末におけるクラウドサービスの利活用を前提に、学習系・校務系ネットワーク分離を必要とせず、児童生徒に個別に付与した ID により複数の異なるクラウドサービスのユーザー認証を一括化する「シングルサインオン」認証によるアクセス制御など、新たなセキュリティ対策を検討します。

■主な取組

- ・情報セキュリティに関する方針や対策を定めた情報セキュリティポリシー等の遵守の徹底【I1(2)イ】
- ・県立学校における情報セキュリティに関する技術的対策の充実【I1(2)イ】
- ・県立学校に対する情報セキュリティに関する監査の実施【I1(2)イ】

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

ア ICT の校務効率化への活用を通じた教職員の負担軽減

ICT を活用した校務効率化や行政手続のデジタル化を進めることで、教職員の長時間勤務を是正し、教職員が児童生徒と向き合う時間等を確保することによる教育の質の向上を図ります。

■これまでの取組

- ・ 県立学校における校務系ネットワークである教育総合ネットワークシステム (NES) を構築し、教職員は 1 人 1 台パソコンを利用して校務処理を行っています。
- ・ NES のネットワーク内において、成績処理、勤務時間管理、e ラーニング研修を含めた研修管理等の主たる校務にかかるシステムのほか、休暇申請等のサービス管理や福利厚生などの総務事務案内についてもデータベース化し、ネットワークを安定的に運用することで、教職員の円滑な校務処理を支えています。
- ・ 全特別支援学校及び一部の高等学校において、保護者からの欠席連絡自動受付機能を備えた、学校連絡・情報共有サービスを導入し、多忙な児童生徒の登校時間帯における教職員の電話対応業務が軽減されています。

■取組の展開

- ・ 県が令和 4 年 (2022 年) 3 月に改訂した「学校における業務改革プラン」に基づく人的支援、業務の削減・分業化・効率化等の重層的な業務改善に加え、学習・校務を可視化・連動させる「静岡型 LMS」を活用した働き方改革を推進し、授業改善と校務効率化を進めます。
- ・ 勤務時間管理システムで把握した勤務時間データを可視化し、分析・活用することで業務改善プロセスを再構築し、学校現場での実践につなげていきます。
- ・ また、更なる校務処理の効率化に向けて、システムやデータベース間の連携を確保し、総務事務の集約化を検討します。
- ・ 教職員の定期健康診断結果等の健康情報や関連の人事情報等を一元管理する「健康管理システム」を活用し、予防的ケアを強化し、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。
- ・ 教育委員会が実施する調査・照会業務に ICT を活用し教職員の負担軽減を図るとともに、教育委員会に対して行われる申請・届出等の押印を原則として廃止し、行政手続のオンライン化を推進します。
- ・ 県を通じて教職員や学校の業務改善の取組を支援できるよう、優れた改善手法・事例をクラウドサービスを活用して情報共有し横展開を図るなど、学校間・市町間の取組レベル全体を引き上げる手法を実用化します。

■主な取組

- ・ 学校現場の意見・実情を踏まえた学校種ごとの業務改善手法やシステム化の検討及

び具体策の県内学校への情報発信【I3(3)ア】

- ・校内における事務作業や保護者等との連絡等の校務の ICT 化の推進【I3(3)ア】
- ・県教育委員会が行う調査や会議等の見直し・削減による学校の負担軽減【I3(3)ア】
- ・学習・校務を可視化・連携させるシステム（LMS）を活用した働き方改革の検討【I3(3)ア】
- ・新たに導入する健康管理システムの健康情報を効果的に活用した教職員の心と体のサポートの充実【I3(2)エ】

イ 市町など多様な主体との連携による知見の共有

全県を通じた教育の ICT 化を推進し、児童生徒の成長段階において切れ目ない教育の質を確保していくため、国や市町をはじめとする多様な関係機関等との広域的な連携体制を確保していきます。

■これまでの取組

- ・県と市町教育委員会で構成する「静岡県 ICT 教育推進協議会」を設置し、ICT 教育の高度化や学校・行政運営の効率化に向けた広域的な連携を図っています。
- ・協議会では、共通のクラウド・サービスを活用した各教育委員会の情報教育所管課の実務担当者による情報共有プラットフォームとして、テーマ別に部会やタスクフォースを設置し、電子データによる情報共有やオンラインミーティングによる意見交換等を通じて連携を深めてきました。
- ・端末部会においては、GIGA スクール構想の進展を受けた端末の整備状況や持ち帰り学習への利用状況等について、また、オンライン学習タスクフォースにおいては、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえたオンライン学習の実施状況や市町が抱える課題、対処方法等について情報共有を図りました。

■取組の展開

- ・EdTech による AI 教材等の実証事業や教育データの利活用方策、国の GIGA StuDx 推進チームによる全国的な情報交換プラットフォームとの連携強化など、将来的な ICT 教育の展開に向けた情報共有を図ります。
- ・個々の児童生徒の教育データを義務教育から高等学校段階までの各教育課程を通じて蓄積・活用できるような個人認証方法やデータの連携方法を検討します。
- ・ICT 教育推進協議会による情報共有を一層活性化させるとともに、教職員の ICT 活用指導力向上に向けた総合教育センターとの連携、学校現場の運用支援に向けた GIGA スクール運営支援センターとの連携など、多様な機関の協働のもとに学校種を超えた枠組みを発展的に強化・充実します。
- ・ICT を活用した授業改善に向けた指導法の共有や、学校現場のニーズに合った ICT 支援人材の確保・育成など、全県における ICT 教育水準の均てん化に向けた広域的な連携体制を構築します。

■主な取組

- ・ 県内市町等で構成する「静岡県 ICT 教育推進協議会」を通じた情報共有や実証研究等の実施【I1(2)ア】
- ・ 県立高等学校における学習を可視化・連携させて成果につなげる統合的システム（LMS）の導入（再掲）【I1(2)ア】
- ・ ICT 活用指導力の向上を図るための教職員研修の実施（再掲）【I1(2)ア】
- ・ ICT を活用した学校教育活動を支援する「ICT 支援員」の配置及び「GIGA スクール運営支援センター」の設置（再掲）【I1(2)イ】

5 計画の推進

県教育委員会事務局に設置した、ICT 教育関連施策を一体的に推進する「ICT 教育戦略室 (TEACICT²⁰)」を中心に、各施策の展開に際し機動的に情報共有を図ることにより、本計画に基づく施策の進捗管理を行います。

成果指標・活動指標については、毎年度、各種調査結果の公表後、評価に着手し、次年度の施策や予算等へ反映できるよう評価結果を公表します。

なお、技術革新のスピードが速い ICT 分野の特性を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

²⁰Team for education of after corona with ICT の略。令和4年度は、教育 DX 推進課、教育政策課、高校教育課、特別支援教育課、義務教育課、社会教育課の関係課及び総合教育センターで構成。外部の視点として、ICT 専門の有識者である静岡県デジタル戦略顧問の助言を得る。

ふじのくに学校教育情報化推進計画

令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）

策定・発行

令和4年（2022年）7月

静岡県教育委員会

（事務局）教育DX推進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話 054-221-3239

F A X 054-221-3561

E-Mail kyoui_dx@pref.shizuoka.lg.jp

富国^{とくに}有徳^{ゆとく}の美しい^{うつくしい} “ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture